

## 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

環境省は、平成23年4月1日の施行を目指して、現在、産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化を検討しており、原案どおり決定されれば、これまでの金沢市が行ってきた産業廃棄物収集運搬業の許可事務は、石川県の許可事務へと移行されることとなる(一部例外規定あり)。

### 産業廃棄物処理業の許可権限について

旧

この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長(政令市、中核市)が行うこととすることができる。

合理化

新

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、産業廃棄物収集運搬業許可に関する事務は、産業廃棄物を一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合には、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事の手続きとする(一部例外規定あり)。

### 収集運搬業許可権限

### 処分業許可権限

旧

石川県 金沢市

石川県 金沢市

合理化

金沢市の許可件数  
1,000 → 20  
に減少

変更  
なし

新

石川県※

石川県 金沢市

※例外規定により一部金沢市あり